

敦煌の功臣たち

——曹氏歸義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像（三）*

Meritorious Ministers in Dunhuang:

Dunhuang Caves and Donor Figures during the *Caoshi Guiyijun* Period (III)

赤木崇敏

はじめに

功臣號とは、唐～宋代の官制に設けられた官銜で、有功の臣下に下賜された。この制度は、唐の徳宗が784年に諸鎮の亂の平定において功を立てた將兵に對し、元從奉天定難功臣・元從功臣の稱號を賜與したことに始まり¹、以降様々な功臣號が制定されてきた。宋代には唐の制を繼承しつつ、宰相、皇室・文臣、軍人の3クラスにそれぞれ與えられる複数の功臣號が定められていた。功臣號は官名の冒頭に置かれ、宰相は6字、餘官は4字、禁軍の諸班直將校は2字の功臣號を最初に賜與され、その後は4字ないし2字ずつ加號されていき、多いものでは20字以上の功臣號になったという。ただし、功臣號はすでに9世紀後半の僖宗・昭宗の頃より濫發されて空名化しており、924年に後唐の莊宗が汴州を回復した際にも兵卒を含む多數の官員・軍將に功臣號が授與されている。北宋の神宗期になってこれを廢止するよう上奏があり、神宗自身も功臣號のことを空名で實體を惑わすものと述べて、ついに元豐元年（1078年）には廢止された²。

*本研究はJSPS 科研費18K01003, 20H01326の助成を受けたものである。本稿のもととなった石窟調査は、敦煌研究院の許可のもと2010～2019年に實施した。この調査の大半は坂尻彰宏氏（大阪大學）と共同で行っており、石窟・供養人像に關する知見は同氏と共有している。また本稿執筆時に坂尻氏から多大なご助言を頂いた。記して深謝したい。なお、本稿に關する題記の読みや供養人像の解釋については筆者の責任である。

¹唐では建國當初より勳功のあった臣下を功臣と呼んで官位を授けるなど恩典を施したが、「元從奉天定難功臣」「元從功臣」のように美名を稱號として定めたのは徳宗に始まる。唐後半期の功臣號の淵源や政治背景、賜與の狀況については、周藤1985 [= 1992, 432-438頁]；黃2008；吳2014；王2016；張2018を参照。

²五代・宋代の功臣號については、宮崎1963 [= 1992, 304頁]；梅原1985, 5頁；周藤1985 [= 1992, 439-441頁]；胡2011；『宋代官制辭典』40-41頁（宋代官制總論）、668頁（第十二編）

さて、このような功臣號だが、實は歸義軍時代（9世紀半ば～11世紀前半）の敦煌石窟の歴史を眺めるうえで重要な意味を持っている。莫高窟や榆林窟など敦煌周邊の石窟寺院には、歸義軍節度使の供養人像（供養者・寄進者像）が多数描かれており、これらは石窟の造營史や節度使を中心とする奉佛活動を詳しく復元する手掛かりとなっている。實は功臣號はこの節度使の供養人像の題記にしばしば現れ、供養人像の比定や石窟の年代判定の重要な指標のひとつとされてきたのである。

ただし、先行研究では功臣號をもとに個々の石窟の年代判定や供養人像の人物特定が進められてきたものの、関連史料を網羅して功臣號を集中的に論じた専論はほぼ皆無であり、功臣號の種別・使用者・使用年代などについてはなおも未解決の問題が残されている。しかも、供養人題記についてはこれまでに複数の史料集・寫眞が公刊されているが、石窟を實見すれば、そこには未讀の題記がいくつも残されていることがわかる。これまでに筆者は、敦煌石窟の調査を進めるなかで従来知られていなかった節度使の功臣號を新たに判讀することができた³。そこで本稿では、まず基礎情報として現在確認しうる歸義軍節度使の功臣號を列挙して編年について整理し、次いで功臣號の種類や使用状況などを検討し、最後に歸義軍節度使が功臣號を稱する背景について論じたい。

なお、上述のように功臣號は石窟の供養人題記に頻出するものであるから、本来であれば敦煌地方の全石窟を精査してから數量や編年を検討すべきであろう。ただし、筆者は石窟の悉皆調査をまだ終えていないため、本稿は現段階での情報を整理した研究ノートにすぎないことを豫めお断りしておきたい。

一、研究史と関連史料

歸義軍節度使の有する官稱號については、これまでに多数の論著が發表されてきたものの⁴、功臣號については十分に議論されてきたとは言い難い。その数少ない先行研究のなかで、石窟の年代判定の指標として功臣號に着目し、関連史料とともに功臣號の種別や編年についてまとめた見解を示したのは、管見の限りで

を参照。神宗のエピソードは、『夢溪筆談』卷2, 105-106頁；『續資治通鑑長編』卷294, 元豐元年十一月己亥條, 7174頁；『宋會要輯稿』禮59, 賜功臣號, 1682頁に見える。なお、功臣號は南宋・紹興6年（1136）に復活した。このほか、黃2013は宋代の國際秩序（冊封體制）を分析するなかで歸義軍節度使など周邊政權に賜號された功臣號に言及している。また、周藤1985は唐～宋初の功臣と高麗・王建の半島統一の功臣「三韓功臣」との類似性を論じている。

³その成果は、赤木2016, 302-304頁；赤木2019, 87-88, 91頁で公表している。

⁴個々の官稱號に関する研究は枚舉に暇が無い。ここでは曹氏時代を包括した代表的な研究として榮1996を挙げるに留める。

は賀世哲・孫修身の成果が唯一のものであろう [賀・孫 1982；賀 1986]⁵。以下、
 兩氏の説をもとに関連史料を紹介したい。

歸義軍時代は、それまで敦煌を支配していた吐蕃を驅逐して初代歸義軍節度使
 となった張議潮とその一族が支配する張氏時代（848～910年）、張氏最後の節度
 使である張承奉が自立して金山白衣天子・敦煌國天王を自稱する西漢金山國時代
 （910～914年）、その張承奉を打倒した曹議金とその一族が節度使位を代々世襲す
 る曹氏時代（914年～11世紀前半）と大きく区分できる。先行研究で指摘され
 てきた功臣號は、このうち曹氏時代に集中している。



曹氏節度使系圖 ①～⑧は節度使繼承順番，數字は統治年を示す。

参考：藤枝 1942b, 64 頁；榮 1996, 95-132 頁；森安 2000, 49 頁；赤木 2017, 248 頁。

賀世哲・孫修身は、節度使曹元忠の供養人題記および窟檐（窟入口の木造建築物）の題記（莫高窟第 427 窟，榆林窟第 19・33・34・36 窟）に功臣號「推誠奉國保塞功臣」が見えることを指摘し、さらに以下の『宋會要輯稿』の記事から 962 年に曹元忠は推誠奉國保塞功臣の稱號を北宋に認可されたとする⁶。

〔史料 1〕『宋會要輯稿』蕃夷 5，瓜沙二州，建隆 3 年（962）條，7767 頁⁷
 （建隆）三年正月，「推誠奉義保塞功臣歸義軍節度瓜沙等州觀察處置管勾營田
 押藩落等使特進檢校太傅同中書門下平章事沙州刺史上柱國譙郡公食邑一千五
 百戸曹元忠を，前件により檢校太傅兼中書令使持節沙州諸軍事行沙州刺史，充
 歸義軍節度使瓜沙等州觀察處置管勾營田押藩落等使とし，食邑五百戸實封貳

⁵1982 年に發表された兩氏の共著論文 [賀・孫 1982] は，曹氏時代に造營・重修された莫高窟石窟の編年を論じており，後に賀世哲はそれを増補改訂し，さらに對象を五胡十六國時代～西夏・元代に廣げている [賀 1986]。先行研究で廣く利用されているのは賀 1986 であるため，本稿でも基本的にはこちらを引用し，異同がある場合に賀・孫 1982 にも言及する。

⁶賀 1986, 227-228 頁。なお，賀・孫 1982, 253 頁では，曹元忠は以前から「推誠奉國保塞功臣」を自稱しており，962 年に宋朝に認可されたとしている。

⁷（建隆）三年正月，制「推誠奉義保塞功臣歸義軍節度瓜沙等州觀察處置管勾營田押藩落等使特進檢校太傅同中書門下平章事沙州刺史上柱國譙郡公食邑一千五百戸曹元忠，可依前檢校太傅兼中書令使持節沙州諸軍事行沙州刺史，充歸義軍節度使瓜沙等州觀察處置管勾營田押藩落等使，加食邑五百戸實封貳伯戸，散官・勳如故」。

伯戸を加え、散官・勳官はもとのままとせよ」との制書を下された。

(下線は筆者による。以下同)

この史料1は、前年961年に入朝使を派遣した曹元忠への授官を伝える記事で、ここに推誠奉義保塞功臣とあり、賀世哲・孫修身は「義」は「國」の誤りとする。また、この記事をもとに、題記に推誠奉國保塞功臣の功臣號が見えるものの人物を特定できない供養人像(莫高窟第55・79・203・311窟)を曹元忠に比定し、その年代を962年前後(第311窟のみ980年前後)とした。そして、この推誠奉國保塞功臣は曹元忠の子の曹延祿に繼承され(莫高窟第449窟題記)、やがて曹延祿は竭誠奉化功臣に改めた(莫高窟第130窟、榆林窟第35窟題記)とする⁸。なお、兩氏は指摘していないが、この曹延祿の竭誠奉化功臣については『宋會要輯稿』や『職官分紀』にも記事があり、太平興國5年(980)に北宋より竭誠奉化の功臣號を賜與されたことがわかる⁹。

〔史料2〕『宋會要輯稿』禮59、賜功臣字、1681頁¹⁰

竭誠奉化。太平興國五年、この4字を瓜沙州の曹延祿に賜った。

そののち曹延祿は1002年に一族の曹宗壽により暗殺され、節度使の交替を北宋に告げた曹宗壽が新たに竭誠奉化功臣を賜與された。

〔史料3〕『宋會要輯稿』蕃夷5、瓜沙二州、咸平5年(1002)條、7767頁¹¹

(咸平)五年八月……朝廷はその地(沙州)が本來は中國から見れば羈縻の地でありながら、代々王命に従って、毎年貢ぎ物を納めていたので、曹宗壽を金紫光祿大夫檢校太保使持節沙州刺史兼御史大夫歸義軍節度瓜沙等州觀察處置押蕃落等使とし、譙郡開國侯・食邑一千戸に封じ、竭誠奉化功臣を賜った。

このほかの先行研究や資料集で指摘されている功臣號を持つ曹氏節度使を列挙すると、榆林窟第6窟上層には曹議金の題記に推誠奉國保塞功臣¹²、莫高窟第55

⁸賀 1986, 227-228, 231 頁。

⁹同年閏3月に入朝使を派遣した曹延祿に對して、4月に檢校太保歸義軍節度瓜沙等州觀察處置營田押蕃落等使とする詔敕が下っている。『宋會要輯稿』蕃夷5、瓜沙二州、太平興國5年條、7767頁；『宋會要輯稿』蕃夷7、歷代朝貢、太平興國5年條、7844頁；『宋大詔令集』卷240、四裔13、諸蕃、沙州曹延祿拜官制、943頁；『續資治通鑑長編』卷21、太平興國5年閏3月・4月條、474頁。おそらくこの前後で功臣號も賜與されたのであろう。

¹⁰竭誠奉化。太平興國五年、以此四字賜瓜沙州曹延祿。なお、『職官分紀』卷49、功臣、859頁では「竭誠奉化」でなく「翊誠奉化」とする。

¹¹(咸平)五年八月……朝廷以其地本羈縻、而世荷王命、歲修職貢、乃授宗壽金紫光祿大夫檢校太保使持節沙州刺史兼御史大夫歸義軍節度瓜沙等州觀察處置押蕃落等使、封譙郡開國侯、食邑一千戸、賜竭誠奉化功臣。

¹²張 1995, 191 頁。ただし、後述のように閏1946や張1995はこれを曹元忠とみなしている。

窟には曹元深の題記に忠順安遠功臣¹³、莫高窟第5・454窟および榆林窟第25窟には曹元忠の題記に推誠奉國保塞功臣¹⁴がある。また今世紀に入って、榆林窟第20窟の甬道から竭誠奉化功臣の題記を持つ曹延祿の供養人像が発見された¹⁵。さらに、供養人題記ではなく、中國國家圖書館所藏の敦煌文獻BD9015vにも節度使の官稱號に推誠奉國保塞功臣とあって、先行研究では曹延祿の可能性が指摘されている¹⁶。そして筆者も石窟の實見調査により、曹元深・曹元忠・曹延祿の供養人題記に推誠奉國保塞功臣があることを発見した(莫高窟第12・202・397・444窟)¹⁷。

以上をまとめると、敦煌において功臣號を有したのは6名の曹氏節度使(曹議金・曹元深・曹元忠・曹延恭・曹延祿・曹宗壽)で、その年代は北宋期に集中している。またその功臣號は「推誠奉國保塞功臣」「竭誠奉化功臣」「忠順安遠功臣」の3種類が使用されており、このうち忠順安遠功臣は曹元深の事例しか確認できないものの、残る2つに関しては、曹議金・曹元深・曹元忠・曹延恭・曹延祿が推誠奉國保塞功臣を、曹延祿・曹宗壽が竭誠奉化功臣を稱した、となろう。

ただし、このように功臣號と各節度使との関係についてはおおよそ明らかになったものの、功臣號の編年やそれにもとづく石窟の年代比定については、先行研究にいくつかの誤解がある。

まず、石窟の年代判定にも関わる重要な点として、上述のように賀世哲・孫修身は推誠奉國保塞功臣を持つ莫高窟第79・203・311窟の供養人像を無条件に曹元忠と見なしてその年代を962年前後としている。しかし、彼ら自身も指摘するようにこの推誠奉國保塞功臣は曹元忠唯一人に限定されるものではない。議金・元深・延恭・延祿もその候補となりうるため、人物の特定やその年代には慎重な手続きが求められよう。

次に、一部の先行研究は前掲の史料1をもとに、962年に宋は曹元忠に推誠奉國保塞功臣を賜與したとしている¹⁸。しかしこの記事は、「推誠奉義保塞功臣歸義軍節度瓜沙等州觀察處置管勾營田押藩落等使特進檢校太傅同中書門下平章事沙州刺史上柱國譙郡公食邑一千五百戸」であった曹元忠を、「檢校太傅兼中書令使持節沙州諸軍事行沙州刺史充歸義軍節度使瓜沙等州觀察處置管勾營田押藩落等使」とし、

¹³ 『供養人題記』18頁。

¹⁴ *Grottes* 6, 25頁; 『供養人題記』171頁; 張1995, 227頁; 赤木2016, 301頁。

¹⁵ 羅2004, 19-20頁。

¹⁶ 『國家遺書』104, 339-340頁; 杜2017, 43頁。

¹⁷ 赤木2016, 303-305頁; 赤木2019, 88頁・脚注18, 91頁。

¹⁸ 前出の賀1986, 227頁参照。また、杜2017, 43頁, 注1も同じ説を採る。なお、杜海は曹延祿が父・元忠の推誠奉國保塞功臣を繼承した例として、莫高窟第449窟のほかに榆林窟第35窟の供養人題記「勅推誠奉化功臣」を挙げるが、正しくは榆林窟第35窟には「竭誠奉化功臣」とあり、「推誠奉化功臣」という功臣號は存在しない[張1995, 251頁; 赤木・坂尻2020, 67頁]。謝1955, 487頁が「竭」を「推」に読み誤っており、おそらくそれに依據したためであろう。

食邑および食實封を加増し（すなわち爵號は前官どおり）、散官（特進）と勳官（上柱國）は前官のままとせよ、と言っているのであり、新たに曹元忠が得た官稱號に推誠奉國保塞功臣は含まれていない¹⁹。つまり、曹元忠は962年以前より推誠奉國保塞功臣を稱していたものの、それを北宋は追認しなかったと理解すべきであろう。

以上を踏まえて、次節では現在確認しうる功臣號の使用者とその年代について改めて整理したい。

二、功臣號の使用状況

これまでに筆者は、前述の漢籍3件のほかに、莫高窟および榆林窟の供養人題記23件そして敦煌文獻1件の計27件に功臣號の存在を確認した。次掲の表1は、各節度使の功臣號の使用状況を示したものである。なお、史料の年代については、表番號4・13・15・19・23以外は題記などから推定される年代であり、本稿の結論を先取りしたものとなっている。以下、節度使ごとに説明したい。

	節度使	功臣號	史料	史料の年代	官稱號	出典
1	曹議金 (914～935)	推誠奉國保塞功臣	榆林窟第6窟上層甬道南壁供養人像第1身題記	976～1002年	皇考勅推誠奉國保塞功臣歸義軍……王曹議金	張 1995, 191頁
2	曹元深 (939～944)	推誠奉國保塞功臣	莫高窟第397窟甬道南壁供養人像第2身題記	939～944年	……推誠奉國保塞功臣歸義軍……／……兼中書令謙開國公……□阡□伯戶食□(實?)□□伯□□元深	赤木 2019, 88頁
3		忠順安遠功臣	莫高窟55窟甬道南壁供養人像第3身題記	962～974年	勅受忠順安遠功臣歸義軍節度瓜沙等州……	『供養人題記』18頁

¹⁹史料1の冒頭にある制とは、宋代の王言のひとつ制書のことであり、その機能は『宋史』卷161、職官志1、中書省、3783頁に「曰制書、處分軍國大事、頒赦宥德音、命尚書左右僕射・開府儀同三司・節度使、凡告廷除授、則用之」とあって告身にも用いられた。宋代の告身は形式面において唐制をそのまま繼承しており、史料1の曹延祿に對しては唐代の五品以上に用いる制（詔）授告身が使用されたはずである [cf. 中村 1991, 71-73頁; 中村 1996, 116-123, 219-235頁; 清水 2007, 9頁; 丸山 2020, 298頁]。唐代の制授告身式は、P.ch.2819「公式令殘簡」[TTD 1, 30頁]に「門下、具官封姓名。(應不稱姓者依別, 制冊書亦准此)。德行庸勳云云。可某官。(若有勳官封及別兼帶者, 云某官及勳官封如故。其非貶責, 漏不言勳封者, 同銜授法)。主者施行。(若制授人數多者, 竝於制書之前, 名歷名件授)。」とあり、下線部分が史料1に對應する箇所である。「可某官」が新たに授與される官銜にあたり、史料1では「可依前檢校太傅兼中書令……」と表現されている。また唐制授告身式の細則には、勳官・封爵・兼官があれば「某官(兼官)及び勳官・封は故の如し」と記すよう定めており、史料1では確かに散官・勳官について触れているが、功臣號については一切言及がない。

4	曹元忠 (944～974)	推誠奉國保塞功臣	『宋會要輯稿』蕃夷 5, 瓜沙二州	962 年以前	推誠奉義保塞功臣	史料 1
5			莫高窟第 5 窟甬道南壁供養人像第 1 身題記	962～974 年	……[國]保塞功臣……／……[太師] ……	Grottes 6, 25 頁 (實見により一部読み改めた)
6			莫高窟第 55 窟甬道南壁供養人像第 4 身題記	962～974 年	窟主勅推誠奉國保塞功臣歸義軍……	『供養人題記』18 頁 (實見により一部読み改めた)
7			榆林窟第 19 窟主室甬道南壁供養人像第 1 身題記	962～964 年	推誠奉國保塞功臣勅歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令謙郡開國公曹元忠	赤木・坂尻 2020, 27 頁
8			榆林窟第 25 窟前甬道南壁供養人像第 1 身題記	962～964 年	推誠奉國保塞功臣勅歸義軍瓜沙等州節度使特進檢校太師兼中書令謙郡開國公食邑一千五百戶食實封七百戶曹元忠	張 1995, 227 頁 (現在では判讀できない)
9			榆林窟第 33 窟主室甬道南壁供養人像第 1 身題記	962～964 年	推誠奉國保塞功臣勅歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令謙郡開國公食邑一……	張 1995, 238 頁 (實見により一部読み改めた)
10			榆林窟第 34 窟主室甬道南壁供養人像第 1 身題記	962～964 年	推誠奉國保塞功臣勅歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令謙郡開國公食邑一千……	赤木・坂尻 2017, 457 頁
11			榆林窟第 36 窟主室甬道南壁供養人像第 1 身題記	962～964 年	推誠奉國保塞功臣勅歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令謙郡開國公食邑一千五百戶實封七百戶曹元忠	赤木・坂尻 2017, 467 頁
12			莫高窟第 437 窟甬道南壁供養人像第 1 身題記	964～974 年	□誠……歸義軍節…… [西平王] 曹元忠	『供養人題記』165 頁 (實見により読み改めた)
13			莫高窟第 427 窟窟檐題記	970 年	勅推誠奉國保塞功臣歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令西平王曹元忠	『供養人題記』160 頁
14			莫高窟第 454 窟甬道南壁供養人像第 4 身題記	980 年以降	勅推誠奉國保塞功臣歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令天册西平王諱元忠	『供養人題記』171 頁
15	曹延恭 (974～976)	推誠奉國保塞功臣	莫高窟第 444 窟甬道南壁供養人像第 1 身題記	976 年	勅(推)誠奉國保塞功臣……	赤木 2019, 91 頁
16	曹延祿 (976～1002)	推誠奉國保塞功臣	莫高窟第 12 窟甬道南壁供養人像第 1 身題記	976～980 年	勅推誠奉國保塞功臣……	赤木 2016, 304 頁
17			莫高窟第 449 窟甬道南壁供養人像第 1 身題記	976～980 年	勅推誠奉國保塞功臣義……等／□大夫檢校……中?□令?……謙郡□□國一阡……	『供養人題記』169 頁 (實見により読み改めた)

18			BD9015v	976～980年	勅推誠奉國保塞功臣歸義軍節度使	『國家遺書』104, 340頁
19		竭誠奉化功臣	『宋會要輯稿』禮59, 賜功臣字	980年	竭誠奉化	史料2
20			榆林窟第35窟主室甬道南壁供養人像第1身題記	984～1002年	勅竭誠奉化功臣歸義軍節度瓜州等州觀察處置管營田押蕃落等使特進檢校太師兼中書令敦煌王[圖](譙)[圖]開國[圖]食邑一千七[圖]曹延祿	赤木・坂尻2020, 67頁
21			榆林窟第20窟主室甬道南壁供養人像第1身題記	994～1002年	勅竭誠奉化[圖]臣歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令天册西平王[圖]	赤木・坂尻2020, 54頁
22			莫高窟第130窟東壁南側供養人像題記	1002年以降	故叔勅竭誠[圖](奉)化功臣河西一十……	Grottes 1, 53, 77頁; 『供養人題記』63頁
23	曹宗壽(1002～1014)	竭誠奉化功臣	『宋會要輯稿』蕃夷5, 瓜沙二州	1002年	竭誠奉化功臣	史料3
24	曹元忠または曹延祿	推誠奉國保塞功臣	莫高窟第202窟甬道南壁供養人像第1身題記	?	……[圖](推)[圖]奉國保塞……	赤木2016, 303頁
25	特定できず	推誠奉國保塞功臣	莫高窟第79窟甬道南壁供養人像第1身題記	?	勅[圖]奉國保塞……/進檢校太……	『供養人題記』27頁
26			莫高窟第203窟甬道南壁供養人像第1身題記	?	[圖]竭誠[圖][圖]河西……	『供養人題記』93頁(實見により一部読み改めた)
27			莫高窟第311窟甬道南壁供養人像第1身題記	?	勅推誠奉國保塞[圖](功?) [圖](臣?)	『供養人題記』128頁(實見により読み改めた)

表1 歸義軍節度使の功臣號

題記の年代特定は、賀1986; 榮1996, 赤木2016; 赤木2019を参考にしている。

(1) 曹議金

914年に西漢金山國天子・張承奉より政權を奪取し、曹氏政權の基盤を確立した曹議金については、その供養人像や題記が莫高窟や榆林窟に多數残されている²⁰。そのうち榆林窟第6窟の曹議金像の題記にのみ推誠奉國保塞功臣が登場する²¹。こ

²⁰以下の12例が確認できる。莫高窟第55・85・98・100・108・121・205・244・401・454窟、榆林窟6・16窟 [『供養人題記』; 赤木2016]。

²¹なお、先行研究のうち閻1946, 13頁や『敦煌石窟内容總録』205頁は、この第1身を曹議金でなく曹元忠に比定している。また張1995, 191頁も題記中の人名を「曹議金」と読みつつも、「議金」は「元忠」とするべきと指摘している。確かに第1身の題記にある「皇孝」という表現から推して、この人物は第2身の施主曹延祿の實父にあたる曹元忠が相應しいだろう。しかし、張伯元だけでなく、本窟を實見した謝1955, 446頁も羅1964, 6頁も件の第1身題記を「議金」と読んでいる。筆者はまだこの供養人像および題記を實見しておらず、「議金」の題記になぜ「皇孝」とあ

の第6窟は曹延禄の治世中に造営したもので²²、實は曹議金の時代に造営・重修された石窟では彼自身が功臣號を使用した形跡は一切現れない。後掲の表2は曹氏節度使の供養人像が確認される窟の一覽で、どの節度使の治世に造営・重修されたかを示している。本表によれば、功臣號は曹議金・元徳時代の窟には現れず、曹元深時代以降に出現する傾向が見て取れる。また、敦煌文獻や漢籍史料にも曹議金が功臣號を使用した事例を確認できない²³。そのため、議金はその治世中に自ら功臣號を稱したことはなく、孫の延禄が榆林窟第6窟を重修し彼の供養人像を描かせるにあたって功臣號を追贈したものと考えられよう。

節度使（在位年）	造営	重修
曹議金（914～935年）	莫高窟第98窟（924～925年）	莫高窟第121窟（926～935年），莫高窟第401窟（931～935年）
曹元徳（935～939年）	莫高窟第108窟，榆林窟第16窟	莫高窟第244窟，莫高窟第412窟，莫高窟第428窟
曹元深（939～944年）	莫高窟第22窟，莫高窟第100窟	莫高窟第205窟（942～944年），莫高窟第397窟（939～944年）
曹元忠（944～974年）	莫高窟第5窟（962～974年）， 莫高窟第25窟， 莫高窟第55窟（962～974年）， 莫高窟第61窟（947～951年）， 榆林窟第33窟（962～964年）	莫高窟第4窟（944～962年）， 莫高窟第53窟（944～953年）， 莫高窟第126窟，莫高窟第231窟， 莫高窟第427窟（970年）， 莫高窟第437窟（964～974年）， 榆林窟第19窟（962～964年）， 榆林窟第25窟（962～964年）， 榆林窟第34窟（962～964年）， 榆林窟第36窟（962～964年）
曹延恭（974～976年）		莫高窟第444窟（976年）， 莫高窟第454窟（980年以降）

るかその理由を明らかにできていないが、現時点ではこれら諸先學の移録に従いたい。

²²この窟は上下二層に別れており、上層入り口の南壁には宋代に描かれた供養人像が2身ある。その第1身が曹議金であり、第2身の題記には「施主勅歸義軍節度瓜沙州……延禄」とあって〔張1995, 191頁〕、この上層が節度使曹延禄の寄進により重修されたことがわかる。またこの延禄の題記には功臣號が無いが、後述のごとく曹延禄は980年以前には推誠奉國保塞功臣を、それ以降は竭誠奉化功臣の功臣號を使用する。そのため、本窟上層の重修は彼が推誠奉國保塞功臣を名乗る以前、すなわち治世の最初期だった可能性もある。

²³実際に曹議金・曹元徳が授受した公文書等にも功臣號が使用された事例は見当たらない。その實例は多数のためここでは一々取りあげることができないが、文書中に現れる曹議金・曹元徳の官稱號については、榮1996, 95-110頁を参照されたい。なお、後述する莫高窟第55窟でも、甬道南壁第3身の曹元深、第4身の窟主・曹元忠には功臣號があるも、第1身の曹議金と第2身の曹元徳にはない。

曹延祿 (976 ～1002 年)	莫高窟第 449 窟 (976～980 年), 天王堂 (984 年頃)	莫高窟第 12 窟 (976～980 年), 莫高窟第 61 窟 (980 年), 莫高窟第 342 窟 (980 年頃), 莫高窟第 431 窟 (980 年), 榆林窟第 6 窟 (976～1002 年), 榆林窟第 20 窟 (994～1002 年), 榆林窟第 32 窟 (984～1002 年), 榆林窟第 35 窟 (984～1002 年)
曹宗壽 (1002 ～1014 年)		莫高窟第 130 窟 (1002 年以降)
特定できず	榆林窟第 40 窟	莫高窟第 7 窟, 莫高窟第 79 窟, 莫高窟第 141 窟 (962～1002 年), 莫高窟第 169 窟 (944～11 世紀初頭), 莫高窟第 176 窟, 莫高窟第 180 窟 (935～944 年), 莫高窟第 202 窟, 莫高窟第 203 窟, 莫高窟第 248 窟 (935～944 年), 莫高窟第 260 窟 (944 年～11 世紀初頭), 莫高窟第 261 窟, 莫高窟第 275 窟 (914～944 年), 莫高窟第 290 窟, 莫高窟第 302 窟, 莫高窟第 311 窟, 莫高窟第 334 窟 (939～974 年), 榆林窟第 38 窟, 五個廟第 4 窟

表 2 曹氏節度使の供養人像がある窟

□は題記に功臣號のある窟。網掛けは破損・消失などにより功臣號の有無が確認不可能な窟。造營・重修の年代を推定できるものは()でその年代を示した。年代は賀 1986；榮 1996；赤木 2016；赤木 2019 を参考にし、また本稿の結論を反映させている。なお莫高窟第 100 窟は従来曹元徳の造營窟と考えられてきたが、實見したところ甬道南壁第 2 身の曹元徳像の題記は冒頭に「故」の文字があり、元徳は既に死去していることがわかる。従って本窟は甬道南壁第 3 身に描かれている曹元深の造營と見るべきであろう。

(2) 曹元深

曹元深の功臣號は、莫高窟第 55 窟の題記が夙に知られている。この窟は弟・曹元忠が 962 年以降に造營したもので²⁴、甬道南壁の曹元忠の供養人題記には推誠奉國保塞功臣、そして曹元深の題記には忠順安遠功臣とある。

一方で、新讀の莫高窟第 397 窟甬道南壁の題記は、曹元深が推誠奉國保塞功臣も有していたことを示している²⁵。本窟は隋代の造營で五代に甬道や前室の重修が行

²⁴甬道南壁第 5 身の曹延恭の供養人題記には「姪……瓜州防禦使……恭一心供養」とあり、延恭は 962 年に瓜州防禦使に任命されているため、本窟の年代はそれ以降と分かる [赤木 2017, 240 頁]。

²⁵赤木 2019, 87-88 頁。

われているため²⁶、第 397 窟の推誠奉國保塞功臣は曹元深の治世中（939～944 年）と見てよい。ただし、題記 2 行目に「…師兼中書令」（…師は太師のことであろう）とある点には注意を要する。節度使の持つ官稱號のクロノロジーを復元した榮新江によれば、曹元深は節度使となってすぐに司空となり、その後は司徒（942 年）、太傅（944 年）と官位を進め、944 年 3 月に死去した後も太傅と呼ばれているが、太師・中書令を稱した事例は見当たらないのである²⁷。

そのため、第 397 窟の推誠奉國保塞功臣の年代は現時点で特定は難しいが、少なくとも元深時代のものでかつ第 55 窟の忠順安遠功臣よりも前であることは指摘できよう。なお、第 397 窟の曹元深像のすぐ前には、幼児が着用する花模様の衣服を纏った男児の供養人像がある。この男児の題記は 1 文字目しか残っていないが「男」と讀めそうで、曹元深の實子の曹延恭と推測しうる。また、同じ曹元深時代に重修された莫高窟第 205 窟の主室東壁南側にも曹元深（第 2 身）・曹延恭（第 3 身）父子の供養人像があるが、曹延恭の姿は第 397 窟と同じく花模様の衣服の男児である²⁸。ところが、第 55 窟では甬道南壁第 5 身の曹延恭像は下半身の一部しか見えていないが、黒く變色した公服を着用しており、明らかに幼児の衣裳ではない。また 962～964 年の間に重修された榆林窟第 25 窟前甬道第 2 身の曹延恭像も幞頭・公服を纏った成人男性として描かれている²⁹。以上を踏まえれば、第 397 窟の供養人像や題記は曹元深治世の 939～944 年間のものであり、生前は推誠奉國保塞功臣を使用していたが、死後に忠順安遠功臣に功臣號が變化したといえよう。

（3）曹元忠

曹元忠は功臣號の使用例が最も多く、11 例を数える。前述のように曹元忠は 962 年以前より推誠奉國保塞功臣を稱していたが、北宋の認可は得られなかった。しかし、962 年以降も敦煌では引き続き使用していたことを多数の實例から確認しうる。

榮新江の研究によれば、曹元忠は 962～964 年に太師・令公を、964～974 年に太師・令公・大王を稱していた³⁰。これをもとに、莫高窟第 5 窟（962～974 年）、榆林窟第 19・25・33・34・36 窟（962～964 年）³¹、莫高窟第 437 窟（964～974 年）

²⁶ 『敦煌石窟内容總録』161 頁。

²⁷ 榮 1996, 110–113 頁。なお、調査では殘畫をもとに「師」と推定復元したが「傅」の讀み誤りかもしれない。この点については今後再調査したい。

²⁸ 赤木 2017, 242 頁。

²⁹ 榆林窟第 25 窟前甬道は 1970 年に石灰により塗りつぶされ、現在では供養人像やカルトウーシュのごく一部が見えるのみで、題記は全く判讀できない。1925 年に本窟を調査した Langdon Warner がモノクロ寫眞を公開しており、曹延恭像の姿を確認できる [Warner 1938, Plate VIII; 赤木・坂尻 2017, 431–432 頁]。

³⁰ 榮 1996, 130 頁。

³¹ 本稿執筆中に坂尻彰宏氏から、榆林窟第 19・25・33・34・36 窟の供養人題記では勅字の前に

のおおよその年代を決定できる。また、莫高窟第 427 窟は表 1 のなかで唯一窟檐に記された墨書題記で、ここには「維大宋乾德八年歲次庚午正月癸卯朔二十六日」の日付があり、970 年とわかる。

(4) 曹延恭

叔父・曹元忠の跡を継いだ曹延恭の功臣號は、現在のところ莫高窟第 444 窟の 1 例のみである。曹延恭は 976 年 7 月以前に死去するが、窟檐の題記からその直前の 976 年正月に本窟を重修していることがわかる³²。その甬道南壁第 1 身には推誠奉國保塞功臣の題記を持つ供養人がおり、これが曹延恭であることは既に前稿で指摘した³³。

曹延恭が関わった石窟としては莫高窟第 454 窟が最も著名であろう。この大窟は曹延恭が節度使となって重修を開始したが工期の途中で死去したため、後を継いで節度使となった従弟の曹延禄が竣工させた³⁴。甬道南壁には曹議金から曹延禄までの歴代の節度使 6 人の供養人像が並び、そのうち第 4 身の曹元忠の題記には「叔父勅推誠奉國保塞功臣」とあって、曹元忠は死後も推誠奉國保塞功臣を有していたことがわかる。一方、窟主である曹延恭には功臣號はない。郭俊葉によれば、本窟甬道南壁の全體ないし大部分が曹延禄の時代に描き直されているという³⁵。この説が正しければ、曹延禄は實父の曹元忠の題記には生前の功臣號を書かせる一方で、従兄の曹延恭の功臣號は敢えて省いたとも考えられよう³⁶。

(5) 曹延禄

史料 2 に挙げたように、曹延禄は 980 年に北宋より竭誠奉化功臣を賜與される

功臣號を置くが、莫高窟では勅字の後に功臣號を書くという特徴があることをご指摘いただいた。同じ榆林窟でも曹延禄時代の第 20 窟や第 35 窟は莫高窟と同じく「勅+功臣號」と書き、また敦煌文獻における曹氏節度使の官稱號も同様の形式を取ることから、「功臣號+勅」の形式は 962~964 年に造營・重修された榆林窟第 19・25・33・34・36 窟のみの特徴であろう。

³²『供養人題記』168 頁；賀 1986, 229 頁。曹延恭の死亡時期については、竺沙 1982, 540-541 頁；榮 1996, 123-124 頁を参照。

³³赤木 2019, 91 頁。

³⁴莫高窟第 454 窟の造營・重修の年代と施主については長らく議論されてきた。最近、陳菊霞・王平先は研究史を整理したうえで、本窟は曹元深が節度使就任を慶賀して造營を開始し、後に曹延恭が節度使となって重修を開始、延恭の死後は曹氏一族と姻族の慕容氏一族が力を合わせて事業を繼續して 980 年以降に竣工したとする [陳・王 2022]。なお、主室南壁第 2 身の女性供養人像 (閻氏夫人) と第 3 身の女性供養人像がともに曹元深の妻であることは既に拙稿 [赤木 2019, 89-90 頁] で指摘している。

³⁵郭 2016, 61 頁。ただし、陳菊霞・王平先はこれに反論して曹延恭時代のものとする [陳・王 2022, 85 頁]。

³⁶曹元徳以降の曹氏節度使は、甘州ウイグル聖天公主の血をひくウイグル派 (元徳・元深・延恭・宗壽・賢順) とコータン王家と婚姻関係を結んだコータン派 (元忠・延禄) との 2 系統に分けられ、この兩派の間で節度使位は交互に繼承されてきた [赤木 2017]。曹延禄が曹元忠と曹延恭の題記に差を設けたのは、兩派の對立が背景にあったためかもしれない。

が³⁷、それ以前に曹延禄は推誠奉國保塞功臣を名乗っていた。その事例として、賀世哲・孫修身が指摘した莫高窟第 449 窟のほかにも莫高窟第 12 窟³⁸や中國國家圖書館藏の敦煌文獻 BD9015v の 2 件を確認できる。功臣號に関する唯一の敦煌文獻 BD9015v は、『金光明最勝王經』卷 3 の紙背を利用して、石窟に關して押衙（節度使に近侍する幕僚）に宛てた漢文手紙の草稿³⁹や佛名經の經題の習字を書きつけたものである。その餘白に節度使や夫人の官稱號だけが繰り返し書寫されており、とくに料紙末尾の餘白には次のようにある。

〔史料 4〕 BD9015v [『國家遺書』104, 340 頁]

- 1 勅推誠奉國保塞功臣歸義軍節度使
- 2 南无大慈大悲觀世音菩薩
- 3 勅受國慈母國太京（涼）國夫人潯陽翟氏
- 4 潯陽翟氏南无清淨法身
- 5 勅受國慈母國太京（涼）國夫人

この文書については、すでに杜海が推誠奉國保塞功臣を曹延禄に、涼國夫人を曹元忠の妻・翟氏夫人に比定している⁴⁰。次節で検討するように、功臣號は節度使の發する公文書・私信、祈願文・功德記などでは省略される傾向にあり、また基本的には供養人題記にしか現れないため、1・3・5 行目は曹元忠や翟氏夫人の供養人題記の冒頭部分を習字したものと考えられる。

生前の曹延禄の供養人題記に竭誠奉化功臣が用いられたのは 2 例（榆林窟第 20・35 窟）。死後にも彼の題記に現れており、賀世哲・孫修身はその例として莫高窟第 130 窟を擧げる。Pelliot によれば、この莫高窟第 130 窟の主室東壁の南北には以下のような瀝粉堆金の題記がある⁴¹。

³⁷『宋大詔令集』卷 240, 四裔 13, 諸蕃, 943 頁には、太平興國 5 年（980）4 月丁丑に曹延禄を節度使に任命した制書「沙州曹延禄拜官制」が掲載されているが、曹延禄に授けられた官名は「檢校太保, 沙州刺史, 充義勇軍節度使, 瓜沙等州觀察處置營田押蕃落等使」とあり功臣號は含まれていない。おそらくこの制敕とは別に授けられたのであろう。

³⁸前稿では、第 12 窟の甬道北壁にコータン人女性を含む 3 人の夫人像があること、曹延禄はコータン公主・慕容氏夫人・陰氏夫人の 3 人を娶っていることから、甬道南壁の推誠奉國保塞功臣を持つ供養人像を彼に比定した [赤木 2016, 304-305 頁]。ただし、曹延禄とコータン公主との婚禮は 980 年前後、陰氏夫人との婚禮は 994 年と考えられるため [榮 1994, 115 頁; 赤木 2013, 261-262 頁], 甬道北壁の夫人たちは 994 年以降に描かれたことになり、甬道南壁の推誠奉國保塞功臣とは年代が合わなくなる。そのため、この題記は推誠奉國保塞功臣でなく竭誠奉化功臣（勅國誠圜……）の可能性もあり、本窟を再調査する必要があるが、本稿では前稿の讀みに従っておく。

³⁹手紙草稿は冒頭の 4 行分しか残っておらず發信者の名前は不明だが、時候の挨拶や受信者への呼びかけの後に續けて本文が「今者、窟上早夜憂愁」と始まっており、石窟に關する事柄を押衙に相談したのであろう。なお、9~10 世紀敦煌の漢文手紙文書の書式については、坂尻 2012, 383 頁を参照。

⁴⁰杜 2017, 43 頁, 注 1。

⁴¹Grottes 1, 53, 77 頁。なお、北側の題記について、Pelliot のノートは 2 文字目右側の傍の上部

南側：故叔勅竭誠□化功臣河西一十……

北側：皇□（妣？）勅受秦國廣？平？……

賀世哲・孫修身は、榆林窟第 35 窟供養人題記の事例から南側の人物を曹延祿に、また北側の人物を彼の夫人であるコータン公主に比定している⁴²。そして、曹延祿を「故叔」と呼べるのは曹宗壽であるため、この主室東壁は曹宗壽の時代に重修されたものであり、曹延祿を暗殺し政權を篡奪した曹宗壽は人心掌握のために曹延祿夫妻の供養人像を描かせたと推論する⁴³。

(6) 曹宗壽

曹宗壽は 1002 年にクーデターにより従兄弟の曹延祿・曹延瑞を自害に追い込んだ後に權知歸義軍節度兵馬留後となって北宋に入朝し⁴⁴、史料 3 で見たように竭誠奉化功臣を下賜されている。曹宗壽の功臣號はこれのみで、敦煌文獻や供養人題記には確認できない。

(7) その他 上記のほかに、節度使を特定できない推誠奉國保塞功臣が 4 件ある。このうち莫高窟第 202 窟甬道南壁の供養人像については、これが曹元忠または曹延祿に該当することをすでに前稿で指摘した⁴⁵。また莫高窟第 79・203・311 窟の供養人像については、賀世哲・孫修身が曹元忠時代の 962 年前後に比定しているが、前述のように元忠に限定することはできず、曹議金・曹元深・曹延恭・曹延祿の可能性もある⁴⁶。

を「小」のような形に移録し、『供養人題記』63 頁は「妣」と推定復元する。

⁴²賀 1986, 231 頁は『續資治通鑑長編』卷 21, 太平興國 5 年, 閏 3 月・4 月條, 474 頁に「歸義軍節度使曹元忠卒, 其子延祿自稱權節度兵馬留後, 遣使修貢。夏四月丁丑, 詔贈元忠燉煌郡王, 授延祿歸義節度使, 又以其弟延晟爲瓜州刺史, 延瑞爲牙内都虞候, 母封秦國太夫人, 妻封隴西郡夫人。」とあり、曹延祿の母・潯陽郡翟氏夫人（曹元忠の正妻）が秦國太夫人に封ぜられていることから、曹延祿夫人であるコータン公主もその封號を沿用して秦國夫人を自稱した可能性があるとし、北側の人物をコータン公主に比定する。ただし、曹延祿夫人のコータン公主が秦國公主を稱した例は敦煌文獻や供養人題記からは確認できない。

⁴³賀 1986, 231 頁。また沙武田も、賀世哲・孫修身の年代比定を支持し、第 130 窟の前大型殿堂の建築物は曹宗壽時代に造營されたものとしている [沙 2017, 37, 42 頁]。なお、第 130 窟の問題の題記は Pelliot のみが移録し、筆者はまだこの窟の實見調査をできていない。

⁴⁴『宋會要輯稿』蕃夷 5, 瓜沙二州, 咸平 5 年 8 月條, 7767 頁; 『續資治通鑑長編』卷 52, 眞宗咸平 5 年 8 月條, 1147 頁; 『皇宋十朝綱要』卷 3, 咸平 5 年 11 月壬寅條, 113 頁; 『宋史』卷 490, 外國傳, 14124 頁。

⁴⁵赤木 2016, 303-304 頁。

⁴⁶なお、『敦煌石室内容總録』32, 80, 129 頁は、第 79 窟甬道・第 311 窟甬道を五代重修、第 203 窟甬道を宋代重修とする。これに従えば第 79・311 窟の推誠奉國保塞功臣は曹元深ないし曹元忠、第 203 窟は曹元忠・曹延恭・曹延祿が候補となりうるが、第 79・311 窟の重修の年代については謝 1955, 183 頁や『供養人題記』27, 128 頁は五代でなく宋代としており一致していない。また石窟内の他の供養人像や銘文など年代判定の手掛かりにも缺けている。

三、曹氏節度使と功臣號

前節までの検討結果をまとめれば、曹氏節度使の功臣號の編年は以下の表3のように整理されよう。前掲の表1からは、敦煌において功臣號を使用したのは曹氏節度使に限られ、とりわけ供養人題記に集中して現れることが看取される。以下、曹氏節度使の功臣號の諸特徴を検討し、最後に曹氏節度使が功臣號を使用する背景について述べたい。

推誠奉國保塞功臣	忠順安遠功臣	竭誠奉化功臣
曹元深 (939?~944?年)		
曹元忠 (?~962~980年~?)	曹元深 (962?年~?)	
曹延恭 (?~976年)		
曹延祿 (976~980年)		曹延祿 (980年~?)
曹議金 (976?~1002?年)		曹宗壽 (1002年~?)

表3 曹氏節度使功臣號編年

(1) 供養人題記と功臣號

表1の27件中、漢籍3件、敦煌文獻BD9015v、莫高窟第427窟窟檐の題記を除けば、敦煌の功臣號は全て供養人題記に現れている。既刊の題記史料集を通覧すると、曹氏時代だけでなく張氏時代においても、節度使の供養人題記には、功臣號だけでなく散官、職事官、寄祿官、使職、勳官、爵號または曹氏節度使が獨自に名乗った王號、食封（食邑・實封）と、節度使の有する官稱號の全てが記載される特徴を持つ。

一方、敦煌文獻には歸義軍節度使が発した管内の寺院や領民への通達、諸外國との通信文、節度使が主催する法會の願文・廻向疏などが残っているが、これらには自稱でも他稱でも節度使の官稱號に功臣號が使用された形跡は一切なく、さらに王號は明記するものの爵號・食封はおおむね省略する傾向にある⁴⁷。例えば、

⁴⁷ただし例外もあり、以下の史料では爵號・食封を併記している。

S.2687(1)「大漢天福13年丁未歲(947)11月9日歸義軍節度使曹元忠潯陽郡夫人翟氏施巾題記」[『英藏』4, 190頁; 『真蹟釋錄』3, 94頁]。曹元忠夫妻が莫高窟の一窟に經巾を奉納した功德記で、「河(西)歸義軍節度瓜沙等州管内營田觀察處置押蕃落等使特進檢校太傅譙郡開國侯食邑一千戸曹元忠」とある。なお、丁未は948年にあたるため、天福13年は天福12年の誤記であろう[榮1996, 115頁]

S.4398「天福14(13)年(948)5月新授歸義軍節度觀察留後曹元忠獻硃砂狀」[『英藏』6, 55頁; 『真蹟釋錄』4, 398頁]。中國王朝へ硃砂を献上する時に添えた書狀で、「新授歸義軍節度觀察留後光祿大夫檢校司空兼御史大夫譙縣開國男食邑三百戸曹元忠」とある。本文書の年代が天福14年=949年ではなく、正しくは948年であることは森安2000, 74頁を参照。

曹元忠が推誠奉國保塞功臣を使用している期間、962年に甘州ウイグル可汗に宛てた書状 P.ch.2155v(2) には、末尾に「歸義軍節度使特進檢校太傅兼中書令曹元忠」と使職（節度使）・散官（特進）・職事官（太傅兼中書令）だけを記載し、功臣號・爵號・食封を省略している⁴⁸。また同じく966年に曹元忠が翟氏夫人とともに莫高窟第96窟北大像の窟檐を修復した際の功德記 Ch.00207v にも、「勅歸義軍節度使特進檢校太師兼中書令托西大王曹元忠」とあり功臣號は登場しない⁴⁹。このような特徴は漢語のみならず、チベット語・コータン語・ウイグル語など当時の敦煌とその周邊で使用された諸言語の文書でも同様である。

莫高窟第427窟では窟檐題記に功臣號（推誠奉國保塞功臣）を記していたが、この窟檐題記も必ず功臣號を記載するわけではなく、曹延恭による第444窟の創建紀（976年）、曹延祿による第431窟窟檐の創建紀（980年）は、いずれも各節度使が推誠奉國保塞功臣を用いた時期と重なるものの題記に功臣號は現れない⁵⁰。また、窟檐題記を書寫した敦煌文獻 S.518「天福14年（949）8月22日歸義軍節度使曹□建窟簷記」でも爵號・食封は併記するものの功臣號の記載はない⁵¹。

さらには、中國王朝への通信文においても功臣號を省略する事例がある。曹延祿は太平興國5年（980年）に竭誠奉化功臣を賜與されるまで敦煌では推誠奉國保塞功臣を稱していたはずだが、前年に北宋へ宛てた公式の上申文書 P.ch.3660v(1)「太平興國4年（979）4月歸義軍曹延祿牒」には功臣號が記載されていない⁵²。

供養人題記には供養者を示す標識として功臣號を含む全ての官稱號を記載する必要があったが、それ以外の公私文書や石窟内の題記では功臣號・爵號・食封は省略されやすく、特に功臣號は優先順位が低かったといえよう。言い換えれば、曹

このほか、曹元忠が940年代後半に印刷させた佛畫や經典でも食封は無いが爵號を記す例がある。「歸義軍節度瓜沙等州觀察處置管内營田押蕃落等使特進檢校太傅譙郡開國侯曹元忠」（S.P.9；P.ch.4514(6)）、「歸義軍節度使特進檢校太傅譙郡曹元忠」（S.P.8；P.ch.4514(1)；P.ch.4514(7)）、「歸義軍節度使特進檢校太傅兼御史大夫譙郡開國侯曹元忠」（S.P.11；P.ch.4515）〔『英藏』14, 248, 251頁；『法藏』31, 228-231, 244-246, 264頁〕

⁴⁸「曹元忠與迴鶻可汗書」『法藏』7, 131頁；『眞蹟釋錄』4, 401-402頁。本文書には紀年の表記がないが、作成年代については榮1996, 120頁を参照。962～964年の間に造營・重修された榆林窟第25・33・34・36窟の供養人題記によれば（表1参照）、この時期の爵號・食封は譙郡開國公・食邑一千五百戸・實封七百戸とわかる。

⁴⁹「乾德4年（966）5月9日歸義軍節度使曹元忠夫婦修北大像功德記」、『英藏』14, 183頁。その他の事例については、榮新江の官稱號研究に詳しい〔榮1996, 95-127頁〕。

⁵⁰『供養人題記』164-165, 168頁。

⁵¹S.518には「勅河西歸義軍節度瓜沙等州觀察處置支度營田押蕃落等使光祿大夫特進檢校太傅食邑壹阡戸食實封參伯戸譙郡開國侯曹某」とある〔『英藏』1, 240頁〕。

⁵²「權歸義軍節度兵馬留後金紫光祿大夫檢校司空兼御史大夫上柱國譙縣開國男食邑三百戸曹延祿」『法藏』26, 256頁；『眞蹟釋錄』4, 413頁。なお、『法藏』『眞蹟釋錄』は牒と定名するが、末尾定型句から狀式文書とわかる〔赤木2003, 144頁；赤木2008, 77頁〕。歸義軍期の敦煌では牒は軍人や官員の補任および領民出家許可の度牒の2つに用途が限定されていた〔赤木2003, 145頁；坂尻2018, 18頁〕。

氏節度使の功臣號とは、基本的には敦煌石窟の供養人題記にのみ現れる官稱號であった。

(2) 推誠奉國保塞功臣と忠順安遠功臣

北宋が竭誠奉化功臣を曹延祿・曹宗壽に下賜したことは史料2・3より明らかだが、その一方で五代諸王朝や北宋が推誠奉國保塞功臣と忠順安遠功臣を曹氏節度使に正式に賜與したという事實は漢籍や敦煌文獻からは確認できない。また、唐・五代の功臣號に關する規定は不明だが、宋代については『宋會要輯稿』『職官分紀』『宋史』に詳細な規定が残っており、それらと比較すると、推誠奉國保塞功臣と忠順安遠功臣の2つの功臣號は宋の定めた規定を遵守していないことがわかる。次に掲げるのは、『宋會要輯稿』禮59所收の功臣號規定のうち、文武臣僚・外臣に關係する箇所である。

〔史料5〕『宋會要輯稿』禮59，賜功臣字，1680頁⁵³

國朝は唐制に従い，宰相・樞密使は初めて任命される際には必ず功臣號を賜った。參知政事・樞密副使は最初の任官もしくはまだ賜號されていなくとも，加恩があれば功臣號を賜與された。刺史已上で品階が高位の者も功臣號の賜與があった。太平興國三年，翰林使・饒州防禦使杜彥珪に推忠宣力を賜った。大中祥符四年，豐州防禦使王承美に翊戴を賜った。天禧二年，富州刺史向漢通に保順を賜った。中書・樞密使であれば推忠・協謀・同德・佐理，その他の官であれば推誠・保德・奉義・翊戴，軍を掌る者であれば忠果・雄勇・宣力，外臣であれば純誠・順化の功臣號の名稱がある。つねに2字で意味を組み合わせ，ある場合は作りある場合は重ね，美稱とした。宰相は最初の加號であれば6字，その他の官は4字とする。加増は2字あるいは4字とし，多いもので10數字となる……。さらに崇仁・佐運・守正・忠亮・保順・宣德・忠正・保節・宣忠・亮節の號があり，文武官はこれを積み重ねて使用した。……さらに建國當初には扶天・保慶・致理・竭忠・輪誠・效義・忠力・效忠・毅勇・保塞の功臣號が

⁵³國朝循唐制，宰相・樞密使初拜，必賜焉。參知政事・樞密副使初或未賜，遇加恩乃有之。刺史已上階勳高者，亦或得賜。（太平興國三年，賜翰林使・饒州防禦使杜彥珪推忠宣力。大中祥符四年，賜豐州防禦使王承美翊戴。天禧二年，賜富州刺史向漢通保順）。中書・樞密則有推忠・協謀・同德・佐理，餘官則推誠・保德・奉義・翊戴，掌兵則忠果・雄勇・宣力，外臣則純誠・順化之名。每以二字協意，或造或因，取爲美稱。宰相初加則六字，餘竝四字。其進加則二字或四字，多者有至十餘字……。又有崇仁・佐運・守正・忠亮・保順・宣德・忠正・保節・宣忠・亮節之號，文武迭用焉。……又國初功臣有扶天・保慶・致理・竭忠・輪誠・效義・忠力・效忠・毅勇・保塞之號，皆漢・周時所賜，今亦不錄。同じ記事が『職官分紀』卷49，858-859頁にもある。

あったが、いずれも後漢・後周の時代に賜與されたもので、現在は採用していない。

このように功臣號とは2文字の美稱を組み合わせて成り立っており、推誠奉國保塞功臣は「推誠」「奉國」「保塞」の6字、忠順安遠功臣は「忠順」「安遠」の4字、竭誠奉化功臣は「竭誠」「奉化」の4字から構成されている。史料5では推誠と保塞にしか言及していないが、『宋會要輯稿』禮59はこのあとに續けて、各種功臣號が最初に賜與された年とその対象者を列挙しており、そのなかで980年に曹延祿に賜與された竭誠奉化を取りあげている（史料2参照）。

ところが、忠順安遠功臣は962年以降に造營された莫高窟第55窟に現れるので宋代の規定に準據しているはずだが、この史料5には忠順・安遠への言及は一切なく⁵⁴、同じく功臣號規定を伝える次掲の『宋史』（史料6・7）でも推誠・竭誠・奉化は登場するも忠順・安遠の記載は無い。そのため、忠順安遠功臣は宋代規定にない歸義軍独自の功臣號であったと考えられる。

〔史料6〕『宋史』卷169，職官志9，功臣，4062頁

推忠（推誠）⁵⁵・保德・翊戴・守正・亮節・同德・佐運・崇仁・協恭・贊治・宣德・純誠・保節・保順・忠亮・竭誠・奉化・效順・順化

右賜皇子・皇親・文武臣僚・外臣 初加四字，次加兩字。

〔史料7〕『宋史』卷170，職官志10，使職，敍階之法，4080頁

中書・樞密則推忠・協謀，親王則崇仁・佐運，餘官則推誠・保德・翊戴，掌兵則忠果・雄勇・宣力，外臣則純誠・順化。

一方、推誠奉國保塞功臣のうち推誠は史料5・6・7に見えており、また保塞は、もとは後漢・後周時代の功臣號で宋の建國當初に使用されていたことが史料5からわかる。これらから、一見すると推誠奉國保塞功臣は宋代の規定に適合しているかのように見えるが、奉國については同じく『宋會要輯稿』に、

〔史料8〕『宋會要輯稿』禮59，賜功臣字，1681頁⁵⁶

奉國。開寶六年（973），伊審徵・焦繼勳・吳虔裕に推誠奉國翊戴を賜う。

⁵⁴なお、安遠については『宋會要輯稿』禮59，賜功臣字，1682頁に「安遠，（紹興）二十一年（1151）二月，加賜李天祚」とあり、南宋において最初に使用された。

⁵⁵中華書局標點本〔4072頁〕では、『宋史』卷170，職官志（史料7）および『職官分紀』卷49との比較から推忠は推誠の誤記とする。

⁵⁶奉國。開寶六年，賜伊審徵・焦繼勳・吳虔裕推誠奉國翊戴。同じ記事が『職官分紀』卷49，859頁にもある。

と傳えており、奉國は973年代以降に始まるものであった。しかし、表1から明らかかなように敦煌ではそれ以前から奉國が頻繁に使用されており、やはり宋代規定と一致しないのである⁵⁷。そもそも前述のように曹元忠は北宋の認可を得ることなく推誠奉國保塞功臣を使い續けていたのであり、曹氏節度使は独自の裁量でこの功臣號を自稱し續けていたと考えられる。

そして、功臣號の字數についても規定にそぐわない點がある。史料5・6によれば宰相以外の文武臣僚・外臣は、最初に4字の功臣號を下賜され、その後は2字ないし4字ずつ加増されるはずであった。實際、曹延祿や曹宗壽が初めに與えられた功臣號は4字の竭誠奉化功臣となっているが、北宋期になって功臣號を使用し始めた曹延恭・曹延祿は最初から6字の推誠奉國保塞功臣となっており、規定を無視している。

さらには、曹元深の功臣號が生前・死後で變化している點も注目される。史料5によれば、功臣號はその勳功に應じて2字ないし4字ずつ加増されるはずだが、元深については推誠奉國保塞功臣から忠順安遠功臣へと全く別の功臣號へと變化しているうえ、字數も6字から4字へと減っているのは不自然である。このことは、曹元深が甘州ウイグル聖天公主の血を引くウイグル派に、對する曹元忠はコータン王族と婚姻關係にあったコータン派にそれぞれ屬すること、また兩派の間で權力の移讓やそれをめぐる争いがあったことを想起させる⁵⁸。おそらく、曹元深死後に曹元忠は兄の功臣號を襲い、代わりに忠順安遠功臣という推誠奉國保塞功臣よりも字數の少ない功臣號を新たに創作して贈り、敢えて元深を自身よりも下位に置こうとしたのではないだろうか。

同様に、980年に入朝した曹延祿も推誠奉國保塞功臣から竭誠奉化功臣に變わっているが、これは従前に名乗っていた推誠奉國保塞功臣を北宋が認めず、規定に従って文武臣僚・外臣が最初に授與される4字功臣號を改めて授與したと見るべきであろう。

以上を要するに、北宋より正式に認可された竭誠奉化功臣とは異なり、推誠奉國保塞功臣・忠順安遠功臣は敦煌において曹氏節度使が獨自に使用かつ繼承していたと思われる。

⁵⁷唯一、史料1のみが推誠奉義保塞功臣と表記するが、おそらく入朝の際に曹元忠が稱した推誠奉國保塞功臣を規定に合わせて宋側が訂正したと考えられよう。

⁵⁸兩派の系圖や歸義軍の政治外交への影響については赤木2017を参照。

(3) 功臣號使用の背景

9世紀後半に敦煌一帯を領有した歸義軍節度使は、張氏時代は唐朝の權威を必要とする一藩鎮であったが、西漢金山國を経て曹氏時代になると實質的には獨立王國となってゆく⁵⁹。このような獨立オアシス國家の爲政者である曹氏節度使にとって、功臣號とはどのような意味を持つのであろうか。

そもそも五代においては、天下は中國（中原王朝）と諸國からなると認識され、諸國のうち呉越の國王は中國皇帝に次ぐ王位（眞王位）とされ天下を維持する役目を負った⁶⁰。そして諸國のなかでも呉越王のみが五代諸王朝から功臣號を賜與されており、錢鏐（917年、啓聖匡運同徳功臣）、錢元瓘（937年、功臣號不明）、錢弘俶（959年、功臣號不明）などの事例を確認できる⁶¹。一方で敦煌は五代～北宋期にかけて常に中國からは外國・夷狄扱いされ、いわば天下の外に置かれていたのであり⁶²、本來ならば功臣號を賜與される對象ではなかった。その後北宋では一轉して、漢唐の舊地である諸國・藩鎮（交趾・歸義軍・西夏・吐蕃・高麗）には官號（散官・寄祿官・勳官・爵位・封邑・功臣號）を與えて冊封し、華夷の一統を圖る意圖があったとされる⁶³。

この時代になぜ曹氏節度使は進んで功臣號を使用するのか、その理由を明白に示す史料を我々は持っていないが、最初に功臣號を使用する曹元深の時代は、東西交通を取り巻く環境が大きく變化する時期でもあった。曹氏初代の節度使・曹議金が935年に亡くなると、東方の甘州ウイグル王國との間に不和が生じ、河西回廊の交通が途絶したため、中原への入朝が困難となってしまふ。結果として歸義軍は936～940年間には中原に代わって遼へ3度入貢していたが、その後940年以降に甘州ウイグルとの仲は回復し中原への入朝を再開するようになる⁶⁴。東西交易に立脚する敦煌にとって、大きな利益をもたらす中國王朝との朝貢貿易の斷絶は極めて重大事であったに相違ない。曹元深らが敢えて功臣號を名乗って中國皇帝との君臣關係を強調する背景には、このような危機的状況に對應するために中國皇帝の歡心や援助を得ようとして、あるいは中國との交易を圓滑に進めようとして、功臣號を用い始めたのかもしれない⁶⁵。

⁵⁹藤枝 1973, 410 頁；榮 1996, 96 頁；森安 2000, 88-89 頁；赤木 2010, 70 頁。

⁶⁰山崎 2010, 320 頁。

⁶¹『舊五代史』卷 9, 梁書・末帝紀中, 貞明 3 年 10 月條, 131 頁；『舊五代史』卷 76, 晉書・高祖紀, 天福 2 年 2 月條, 997 頁；『舊五代史』卷 120, 周書・恭帝紀, 顯徳 6 年 8 月條, 1593 頁。胡 2011, 429-439, 446-448 頁も參照。

⁶²藤枝 1942a, 65-66 頁；藤枝 1973, 410 頁, 森安 1980 [=2015, 312 頁]；榮 1996, 前言 1 頁。

⁶³黃 2013, 136 頁。なお南宋期にはこの政策を放棄してしまう。

⁶⁴森安 1980 [=2015, 316-318 頁]；馮 2013, 289-290 頁。

⁶⁵なお、推誠奉國保塞功臣という名稱は、管見の限りでは五代・北宋の漢籍・石刻に敦煌以外での用例はない。ただし、類似の功臣號は同時代に 2 例確認できる。1 つ目は後唐・清泰元年（934）

ただし、この君臣関係はあくまで名目的なものであったはずである。南海諸國のうち北部ベトナム（交趾・大越）は北宋初期より南宋期にいたるまで継続的に功臣號が賜與されているが⁶⁶、南海諸國の思惑は北宋のそれとは別で、あくまで對中交易のために朝貢・冊封關係を利用していたのであり、宋の官稱號を自稱して宋に接触することで、當該地域の實效支配を宋側に認めさせ、同時に中國から認知された事實を當該地域の支配に利用する狙いがあったという⁶⁷。歸義軍政權もまた同様に、巨大な富の源泉である中國王朝を朝貢貿易で利用するために形式的に中國の諸制度（官稱號、曆法、印章制度など）の枠内に留まっていたことが指摘されている⁶⁸。実際には曹氏節度使は先に敦煌領内で自稱した官稱號を中國王朝に追認させ、独自の王號を名乗り、さらには自らを敦煌の衆生を善導する爲政者（轉輪聖王）になぞらえるなど、中國諸王朝から自立した存在であった⁶⁹。このように見れば、曹氏節度使にとってもやはり、功臣號とはあくまで中國との關係を維持するための空名にすぎなかったといえよう。

おわりに

本稿では、現在までに筆者が確認した供養人題記をもとに、歸義軍節度使の功臣號を編年整理し、それが使用された背景について考察した。その結論をまとめると、まず功臣號を使用したのは曹氏節度使に限られ、推誠奉國保塞功臣（曹議金・曹元深・曹元忠・曹延恭・曹延祿）、忠順安遠功臣（曹元深）、竭誠奉化功臣（曹延祿・曹宗壽）の3種類が確認できる。このうち曹議金（推誠奉國保塞功臣）と曹元深（忠順安遠功臣）は死後に贈られたもので、生前の使用は確認できない。次に、功臣號は供養人題記に集中的に現れ、節度使が発する各種文書や法會關係文書では省略されるものであった。そして、竭誠奉化功臣は北宋より正式に賜與

の末帝即位に際して楊思權が「推誠奉國保父功臣靜難軍節度使邠寧慶衍等州觀察處置等使檢校太保」と1字違いの功臣號を授與されている〔『舊五代史』卷88、楊思權傳、1153頁〕。2つ目は、後晋・天福5年（940）の日付を持つ「創建斛律王廟記」の建立者「推誠奉國保父功臣光祿大夫檢校太保使持節絳州諸軍事行絳州刺使充本州防禦使兼御史大夫上柱國清河郡開國侯食邑一千戸張」である〔『五代石刻校注』後晋118、370-371頁〕。曹氏節度使の推誠奉國保塞功臣という名稱はこれらに倣った可能性がある。

⁶⁶『宋會要輯稿』蕃夷4、交趾や『宋會要輯稿』禮59、賜功臣號に以下の例がある。丁璉（973年、推誠順化功臣）、李日尊（1071年、推誠保節同德守正順化翊戴功臣）、李乾德（1107年、推誠佐運保節忠亮同德崇仁宣力守正順化懷恭贊治翊戴功臣）、李陽煥（1132年、推誠順化）、李乾德（1132年、推誠佐運保節忠亮同德崇仁宣力守正順化懷躬贊治安信謹度承命濟美建勳率義（郭）禮揚休翊戴功臣）、李陽煥（1135年、保節を加號）。

⁶⁷桃木2011、141-143頁；遠藤2017、52-53頁。

⁶⁸藤枝1973、391、410頁；森安2000、89頁。

⁶⁹藤枝1942b、74頁、注137；藤枝1943、75頁；榮1996、119頁；森安2000、70頁；赤木2010、70-71頁。

された功臣號であるが、推誠奉國保塞功臣・忠順安遠功臣は曹氏節度使が中國王朝の認可なしに敦煌で獨自に使用していた。このような功臣號は、對中交易のために敢えて使用していた形式的なものであったと考えられる。

冒頭にも述べたように、敦煌石窟の悉皆調査は完了しておらず、既調査の窟についても再確認の必要がある。また、本稿では敦煌における功臣號の編年や諸特徴の基礎的な分析に眼目を置いたので、五代～北宋期の他の功臣號賜與との比較考察まではできなかった。これらも向後の課題としたい。

漢籍

『舊五代史』＝中華書局標點本，1976.

『皇宋十朝綱要』＝燕永成（校正）『皇宋十朝綱要校注』，2013.

『職官分紀』＝中華書局影印本，1988.

『宋會要輯稿』＝中華書局影印本，1957.

『宋史』＝中華書局標點本，1977.

『宋大詔令集』＝中華書局標點本，1962.

『續資治通鑑長編』＝中華書局標點本，2004.

『夢溪筆談』＝胡道靜（校證）『夢溪筆談校證』上海古籍出版社，1987.

略號

Grottes = Paul Pelliot (et al.), *Grottes de Touen-Houang: carnet de notes de Paul Pelliot: inscriptions et peintures murales*, 6 vols., Paris: Collège de France Instituts d'Asie, Centre de Recherche sur l'Asie Centrale et la Haute Asie, 1981–1992.

TTD = *Tun-huang and Turfan Documents: Concerning Social and Economic History*, 5vols, Tokyo: The Toyo Bunko, 1978–2001.

『英藏』＝『英藏敦煌文獻（漢文佛經以外部分）』全14卷，四川人民出版社，1990–1995.

『供養人題記』＝敦煌研究院（編）『敦煌莫高窟供養人題記』文物出版社，1986.

『五代石刻校注』＝章紅梅（校注）『五代石刻校注』全4卷，鳳凰出版社，2017.

『國家遺書』＝任繼愈（主編）『國家圖書館藏敦煌遺書』全146卷，北京圖書館出版社，2005–2012.

『真蹟釋錄』＝唐耕耦・陸宏基（編）『敦煌社會經濟文獻真蹟釋錄』全5卷，書目文獻出版社・古佚小説會，1986–1990.

『宋代官制辭典』＝龔延明（編）『宋代官制辭典』（增補本）中華書局，2017.

『敦煌石窟內容總錄』＝敦煌研究院（編）『敦煌石窟內容總錄』文物出版社，1996.

『法藏』 = 『法國國家圖書館藏敦煌西域文獻』全 34 卷, 上海古籍出版社, 1995–2005.

参考文献 (著者名 ABC 順)

- 赤木崇敏 2003 「曹氏歸義軍時代の外交關係文書」森安孝夫 (編) 『シルクロードと世界史』大阪大學, 132–157 頁.
- 赤木崇敏 2008 「唐代前半期の地方文書行政——トゥルフアン文書の検討を通じて」『史學雜誌』117-11, 75—102 頁.
- 赤木崇敏 2010 「十世紀敦煌の王權と轉輪聖王觀」『東洋史研究』69-2, 59–89 頁.
- 赤木崇敏 2013 「甲午年五月十五日陰家婢子小娘子榮進客目」『敦煌寫本研究年報』7, 241–266 頁.
- 赤木崇敏 2016 「曹氏歸義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像」『敦煌寫本研究年報』10, 285–308 頁.
- 赤木崇敏 2017 「曹氏歸義軍節度使系譜攷——2つの家系から見た10～11世紀の敦煌史」土肥義和・氣賀澤保規 (編) 『敦煌・吐魯番文書の世界とその時代』東洋文庫, 237–261, 482–483 頁.
- 赤木崇敏 2019 「曹氏歸義軍節度使時代の敦煌石窟と供養人像 (二)」『敦煌寫本研究年報』13, 79–98 頁.
- 赤木崇敏・坂尻彰宏 2017 「榆林窟供養人敍録選注」松井太・荒川愼太郎 (編) 『敦煌石窟多言語資料集成』東京外國語大學アジア・アフリカ言語文化研究所, 403–481 頁.
- 赤木崇敏・坂尻彰宏 2020 「榆林窟供養人敍録選注 (二集)」坂尻彰宏 (編) 『敦煌石窟における供養人像の歴史學的研究』(科研費成果報告書), 23–123 頁.
- 陳菊霞・王平先 2022 「莫高窟第 454 窟營建年代與窟主申論」『敦煌研究』2022-1, 80–86 頁.
- 竺沙雅章 1982 『中國佛教社會史研究』朋友書店. [增訂版: 2002]
- 杜海 2017 「敦煌文書中的“國太”夫人考」『敦煌學輯刊』2017-3, 40–45 頁.
- 遠藤總史 2017 「未完の「統一」王朝——宋朝による天下理念の再構築とその「周邊」——」『史學雜誌』126-6, 36–61 頁.
- 馮培紅 2013 『敦煌的歸義軍時代』甘肅教育出版社.
- 藤枝晃 1942a, 1942b, 1943 「沙州歸義軍節度使始末 (二)・(三)・(四)」『東方學報』(京都) 12-4, 42–75 頁; 13-1, 63–95 頁; 13-2, 46–98 頁.
- 藤枝晃 1973 「敦煌曆日譜」『東方學報』(京都) 45, 377–441 頁.
- 郭俊葉 2016 『敦煌莫高窟第 454 窟研究』(敦煌與絲綢之路石窟藝術叢書) 甘肅教育出版社.
- 賀世哲 1986 「從供養人題記看莫高窟部分洞窟的營建年代」敦煌研究院 (編) 『敦煌莫高窟供養人題記』文物出版社, 194–236 頁.

- 賀世哲・孫修身 1982 「瓜沙曹氏與敦煌莫高窟」敦煌文物研究所（編）『敦煌研究文集』甘肅人民出版社, 220-272 頁.
- 胡耀飛 2011 「五代十国功臣號研究」『魏晉南北朝隋唐史資料』27, 424-451 頁.
- 黃純艷 2013 「宋朝對境外諸國和政權的册封制度」『廈門大學學報（哲學社會科學版）』2013-4, 128-138 頁.
- 黃樓 2008 「唐德宗“奉天定難功臣”，“元從奉天定難功臣”雜考」『魏晉南北朝隋唐史資料』24, 150-164 頁.
- 羅寄梅 1964 「安西榆林窟的壁畫」『年報（中國東亞學術研究計畫委員會）』3, 1-42 頁, 圖版 68.
- 羅瑤 2004 「榆林窟第 20 窟新發現“供養人像”考」『敦煌研究』2004-2, 19-21 頁, 圖版 2.
- 丸山裕美子 2020 「日本古代における中國文書様式の受容と變容」小島道裕他（編）『古文書の様式と國際比較』勉誠出版, 281-301 頁.
- 宮崎市定 1963 「宋代官制序説——宋史職官志を如何に讀むべきか」佐伯富（編）『宋史職官志索引』東洋史研究會, 1-57 頁. [再録：『宮崎市定全集 10 宋』岩波書店, 1992, 246-319 頁]
- 桃木至朗 2011 『中世大越國家の成立と變容』大阪大學出版會.
- 森安孝夫 1980 「ウイグルと敦煌」榎一雄（編）『講座敦煌 2 敦煌の歴史』大東出版社, 297-338 頁. [再録：『東西ウイグルと中央ユーラシア』名古屋大學出版會, 2015, 299-335 頁]
- 森安孝夫 2000 「河西歸義軍節度使の朱印とその編年」『內陸アジア言語の研究』15, 1-121 頁, 圖版 15, 表 1.
- 中村裕一 1991 『唐代制敕研究』汲古書院.
- 中村裕一 1996 『唐代公文書研究』汲古書院.
- 榮新江 1994 「于闐王國與瓜沙曹氏」『敦煌研究』1994-2, 111-119 頁.
- 榮新江 1996 『歸義軍史研究——唐宋時代敦煌歷史考索』上海古籍出版社.
- 坂尻彰宏 2012 「杏雨書屋藏敦煌秘笈所收懸泉索什子致沙州阿耶狀」『杏雨』15, 374-389 頁.
- 坂尻彰宏 2018 「歸義軍節度使と公文書處理」『內陸アジア言語の研究』33, 11-26 頁.
- 沙武田 2017 『歸義軍時期敦煌石窟考古研究』甘肅教育出版社.
- 清水浩一郎 2007 「南宋告身の文書形式について」『歴史』109, 1-30 頁.
- 周藤吉之 1985 「高麗初期の功臣, 特に三韓功臣の創設——唐末・五代・宋初の功臣との關連において」『東洋學報』66-1~4, 363-395 頁. [再録：『宋・高麗制度史研究』汲古書院, 1992, 431-459 頁]
- 梅原郁 1985 『宋代官僚制度研究』同朋舍.
- 王苗 2016 「唐代功臣名號初賜時間考」『乾陵文化研究』10, 124-131 頁.

Warner, Langdon 1938 *Buddhist Wall-Paintings: A Study of a Ninth-Century Grotto at Wan Fo Hsia*, Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

吳陽 2014 「論晚唐功臣待遇——以懿宗, 僖宗, 昭宗三朝爲例」『乾陵文化研究』8, 190–196 頁.

謝稚柳 1955 『敦煌藝術叢錄』上海出版公司. [再版: 上海古籍出版社, 1996]

山崎覺士 2010 『中國五代國家論』思文閣出版.

閻文儒 1946 「安西榆林窟調查報告」『歷史與考古』1, 11–21 頁.

張伯元 1995 『安西榆林窟』四川教育出版社.

張琛 2018 「唐代功臣號品階獨立趨向研究」『暨南史學』16, 1–12 頁.

(作者は東京女子大學現代教養學部准教授)